

第5期嬉野市農業委員会
第11回定例総会議事録

令和元年6月3日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第11回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田横井手 外11筆 賃借権	R01.06.03	承認
	2	五町田横井手 外11筆 賃借権	R01.06.03	承認
	3	大草野多々良 使用貸借権	R01.06.03	承認
	4	久間一本松 外19筆 使用貸借権	R01.06.03	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~13	久間白久保 外43筆 賃借権・使用貸借権	R01.06.03	承認
	嬉1~7	下野一本松 外18筆 賃借権・使用貸借権	R01.06.03	承認
		移転・転貸		
	1~21	五町田流海 外23筆 使用貸借権・賃借権	R01.06.03	承認
		所有権移転		
	1	真崎一本谷 あっせん	R01.06.03	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間一本谷 外19筆 贈与	R01.06.03	許可
	2	久間一本谷 外11筆 売買	R01.06.03	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	大草野多々良 外1筆 共同住宅	R01.06.03	承認
	2	久間辻 駐車場及び進入路	R01.06.03	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下宿第七区画整理 宅地分譲	R01.06.03	承認
	2	下野一本杉五 駐車場及び資材置場	R01.06.03	承認
	3	吉田榎坂 外2筆 駐車場及び資材置場	R01.06.03	承認

	4	岩屋川内泉水 外2筆 太陽光発電設備設置	R01.06.03	承認

第5期嬉野市農業委員会第11回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和元年6月3日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 6月3日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 6月3日 午後2時55分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森和義	出	事前審査班長	10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出		11	山口安則	出	議事録署名 憲章朗読
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	議事録署名
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	福田正文	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課副課長	小原和子

期間は平成29年12月1日から令和9年11月30日までです。
解約理由は、農事組合法人 ○○○○より脱退のためということです。農地法
18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長 続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号2番です。

貸付人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
借受人は 五町田第4の 農事組合法人 ○○○○
代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 横井手 ○○○番○ 他11筆、議案書2ページの
別紙①に記載のとおりです。地目はすべて田、面積は10,190㎡、利用権区
分は貸借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成29年12月1日から令和9年11月30日までです。

解約理由は、農地の所有者が農事組合法人 ○○○○より脱退のため、
ということです。農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受け
ております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承
認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長 続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番です。

貸付人は 長谷の ○○○○ 様、
借受人は 同じく長谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 多々良 ○○○番○、地目は田、
面積は166㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

13番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表1ページ目から2ページ目を御覧ください。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から13番までについてです。

貸し手人は 南志田の ○○○○ 様、他12名様です。

借り手人は 北下久間の ○○○○ 様、他9名様です。

所在地は、大字久間 白久保 ○○○番○、他43筆

地目は 田と畑、面積は合計で37,878㎡(田37,520㎡、畑318㎡)です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から15年で、再設定と新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、塩田町の分整理番号1番から13番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から13番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から13番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議長 次に、利用権設定について嬉野町の方です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から7番まで、について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から7番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表3ページ目を御覧ください。

利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から7番まで、についてです。

貸し手人は 下吉田の ○○○○ 様、外5名様です。

借り手人は 同じく下吉田の ○○○○ 様、外5名様です。

所在地は、大字下野 一本杉五 ○○○番、外18筆

地目は 田と畑、面積は合計で18,307㎡です。(田11,563㎡、畑6,744㎡)です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年7ヶ月から5年で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各

要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から7番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から7番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から7番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、移転・転貸についてです。

皆さんにお諮りします。移転・転貸について整理番号1番から21番までを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。移転・転貸について整理番号1番から21番まで、について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表4ページ目から6ページ目を御覧ください。

移転・転貸について、整理番号1番から21番までです。

貸し手人は、北下久間の ○○○○ 様、外20名様、

これまでの借り手人は 南の ○○○○ 様、

新たな借り手人は 同じく南の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字五町田 流海 ○○○番、外23筆、

地目は全て 田、 面積は合計で40,789㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は7ヶ月から7年7ヶ月です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは移転・転貸について、整理番号1番から21番までについて、質疑を行ないます。

質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。移転・転貸について、整理番号1番から21番まで、については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 移転・転貸について、整理

申請人は 長谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 多々良 ○○○番○、外1筆で、地目は田、面積は合計で475㎡です。

農地区分は、第2種農地 用途目的は、共同住宅。

事由は、申請地は新幹線用地買収により残った農地で、隣接して高架橋が建っている状況であり、前面の道路も市により拡幅、側溝が新設整備されることもあり、共同住宅用地として利用するため転用したいということです。

東は道路、西は雑種地、南は里道・田、北は田です。

図面は16ページと17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

国道から離れたところでございますが、隣接する用地にはアパートが建つ予定であります。地権者もすでにアパートを数十軒持っておられ、隣接する農地に影響ないと思われ地元民としては問題ないかと思えます。

議 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

新幹線と隣接して、農地としてより宅地としての利用価値があると思われ問題ないと思えます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書15ページ、整理番号2番です。

申請人は 南下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 辻 ○○○番○、地目は畑、面積は103㎡です。

農地区分は、第2種農地 用途目的は、駐車場及び進入路の各用地として。

事由は、申請地は現在休耕地であり、自宅の建て替えに伴い、駐車場が公道に面する必要があるため、駐車場及び進入路の各用地として利用するために転用したいということです。

東は宅地、西は畑、南は宅地、北は道路です。

図面は18ページと19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

道路幅と駐車場の確保するため申請され、通路また小屋の屋根が少し農地に入っており始末書付きでございますが、地元の承諾も取られていることから問題な

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

譲渡人は 広島市の ○○○○ 様、

譲受人は 下宿の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本杉五 ○○○番○

地目は畑、面積は444㎡です。農地区分は、第2種農地、

用途目的は、駐車場及び資材置場の各用地です。

事由は、申請地は休耕地であり、譲受人が型枠等一般土木業を経営しており、現在の作業場が手狭のため、駐車場及び資材置場の各用地として転用したいということです。

東は水路・宅地、 西は道路、 南は里道、 北は水路・里道です。

売買価格は、反当たり900,901円、全体で400,000円です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地 域 担 当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

休耕地で、駐車場と資材置き場として利用したい言うことです。地区の方にも説明会をするそうです。周りに排水路もあり問題ないと思います。

議 長

班 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

現場は雑種地のようなところであり、資材置場としては適当と思われ、建屋を建てる場合は日が差さなくなるのではと訪ねたところ、説明会をした折りに了承されない場合は建てないと話された。資材置場としては問題ないかと思えます。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

譲渡人は 佐賀市の ○○○○ 様、

譲受人は 東吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 榎坂 ○○○番○ 外2筆、
地目は畑 面積は合計で497㎡、農地区分は、第2種農地、
用途目的は、駐車場及び資材置場の各用地です。

事由は、申請地隣接の空き家（宅地、吉田○○○番地○）の購入にあたり、駐車場及び資材置場の各用地が不足しているため、これらの用地として転用したいということです。

東は山林・畑、 西は宅地・道路、 南は畑、 北は畑・宅地です。
売買価格は、反当たり201,207円、全体で100,000円です。
図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
峰委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長
地域担当

家屋が三年ほど前から空き家となっており、後継者も娘さんばかりで市外におられます。空き家を利用し、県の補助を受けイノシシを捕獲したのを処理するため、家付きの農地を購入し、車庫と資材置き場をつくり利用したいということです。周りの家もなく問題ないと思います。

議 長
班 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
説明のとおり問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

.....
続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番です。
譲渡人は 大野原の ○○○○ 様
譲受人は 佐賀市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。
所在地は、大字岩屋川内 泉水 ○○○番○ 外2筆、
地目は畑 面積は合計で2,820㎡です。
農地区分は、第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置用地です。
事由は、申請地は、今後農業を行う見込みはなく、売却を検討していた農地であったため、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。
東は畑・道路、 西は道路、 南及び北は畑です。
売買価格は、反当たり308,511円、全体で870,000円です。
図面は27ページと28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

